第三十一条第二項の表第三十条の三十八第一項の項の次に次のように加える。

第三十条の四十一第一項	市町村長	区長、当該区の属する市の市長を経由して、
	都道府県知事に	都道府県知事に

第三十四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村長は、法第三十条の四十一第一項の規定により通知した附票本人確認情報を、総務省令で定めるところにより磁気ディスクに記録し、これを次の各号に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間保存するものとする。

一　戸籍の附票の記載又は記載の修正を行つたことにより通知した附票本人確認情報　当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知をした日から起算して百五十年を経過する日

二　戸籍の附票の消除を行つたことにより通知した附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　附票本人確認情報の処理及び利用等

（都道府県知事に通知する戸籍の附票の記載等に関する事項）

第三十条の十二の三　法第三十条の四十一第一項に規定する戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　戸籍の附票の記載を行つた場合　戸籍の附票の記載を行つた旨及びその年月日

二　戸籍の附票の消除を行つた場合　戸籍の附票の消除を行つた旨及びその年月日

三　法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の全部又は一部についての記載の修正を行つた場合　戸籍の附票の記載の修正を行つた旨及びその年月日

四　法第十七条第七号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合　戸籍の附票の記載の修正を行つた旨及びその年月日並びに当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該戸籍の附票に住民票コードが記載されていなかつた場合を除く。）

（都道府県における附票本人確認情報の保存期間）

第三十条の十二の四　法第三十条の四十一第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する附票本人確認情報（以下この条、次条及び第三十四条第三項において「附票本人確認情報」という。）の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一　戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

二　戸籍の附票の消除が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

（機構における附票本人確認情報の保存期間）

第三十条の十二の五　法第三十条の四十二第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一　戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二　戸籍の附票の消除が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

（国の機関等への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の六　機構が行う法第三十条の四十四の規定による法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十条の十二の十二において「機構保存附票本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のもの（以下この章において「特定機構保存附票本人確認情報」という。）の国の機関等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法

（デジタル庁への住民票コードの提供方法）

第三十条の十二の七　機構が行う法第三十条の四十四の二の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七条第三項及び第四項に定めるところによる。

（附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の八　機構が行う法第三十条の四十四の三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県（同項に規定する附票通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十二の十において同じ。）の区域内の市町村長その他の執行機関（以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを区域内の市町村の執行機関に送付する方法

（附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の九　機構が行う法第三十条の四十四の四第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の執行機関に送付する方法

（附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の十　機構が行う法第三十条の四十四の五第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に送付する方法